

令和6年度 大洗町における障害者就労施設等からの物品等の調達方針

1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条の規定に基づき、本町における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るために必要な方針を定めるものとする。

2 適用範囲

調達方針の適用範囲は、本町の全ての執行機関及び議会（以下「執行機関等」という。）が発注する物品又は役務（以下「物品等」という。）の調達とする。

3 物品等及び調達目標

執行機関等が障害者就労施設等から調達する目標額は、次のとおりとする。

目標額：300千円

4 障害者就労施設等に対する情報提供

調達の目標及びその他障害者就労施設等からの物品などの調達に推進に資する情報については、町のホームページに掲出などの方法により、障害者支援施設等に情報提供を行うものとする。

5 調達の実施の取りまとめ及び公表

この方針や調達実績については、ホームページ等により方針策定後（又は調達実績の集計後）に速やかに公表するものとする。

6 調達方針に基づく担当窓口

本調達方針の担当窓口は、福祉課とする。